

2025年3月25日

横浜刑務所長

小嶋 一平 殿

神奈川県弁護士会

会長 岩田 武司

要望書

当会は、申立人 A 氏の人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴所に対し、下記のとおり要望します。

要望の趣旨

相手方は、申立人から提出された告訴を行いたい旨の願箋を受理しない一方で、申立人に対して、相手方以外の捜査機関に対する告訴を行うことを可能とするための十分な説明を怠った。かかる相手方の対応は、申立人が有している告訴を行う権利の保障を危うくするものである。

以上の事実を踏まえ、相手方には、今後、被収容者から告訴を行いたい旨の申出があった場合、告訴の手続きを行うことを可能とするような、丁寧な説明と対応を行うよう要望する。

要望の理由

別紙調査報告書のとおり

以上

2022年（救）第3号

申立人 A

相手方 横浜刑務所

調査報告書

2025年1月23日

神奈川県弁護士会

会長 岩田武司 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 櫻井みぎわ

A 氏の申立に係る人権救済申立事件（2022年（救）第3号）について、以下のとおり、調査の結果を報告致します。

第1 結論

相手方は、申立人から提出された告訴を行いたい旨の願箋を受理しない一方で、申立人に対して、相手方以外の捜査機関に対する告訴を行うことを可能とするための十分な説明を怠った。かかる相手方の対応は、申立人が有している告訴を行う権利の保障を危うくするものである。

以上の事実を踏まえ、相手方には、今後、被収容者から告訴を行いたい旨の申出があった場合、告訴の手続きを行うことを可能とするような、丁寧な説明と対応を行うよう要望するのが相当である。

第2 理由

1 申立の趣旨

申立人が、相手方職員に投げ倒され、怪我をさせられたことについて、特別司法警察員に対する告訴を願い出たにもかかわらず、相手方が願箋を受理せず、申立人

に告訴をさせなかったことが人権侵害である。

2 申立の理由

申立人は、2021年9月28日（以下日付はすべて2021年である）に相手方職員によって投げ倒され、怪我をさせられたことについて、特別司法警察員に対する口頭での告訴を行いたい旨を願箋によって願い出た。しかし、相手方は、事実関係の詳細が書かれていないとして、申立人の願箋を受理せず、申立人に願箋を書き直すように求めてきた。

そこで、申立人は日付、場所、行為者などを特定して、特別司法警察員に口頭で告訴を行いたいとする願箋を再度提出した。ところが、相手方は、相手方の職員を対象とする告訴については中立性がないとの理由で、告訴を行うことを許可しなかった。

以上のように、申立人による告訴を行いたいとする願箋を、相手方が受理せず、申立人に告訴を行わせなかったことは、申立人の人権を侵害するものである。

3 事件委員会において認定した事実

- (1) 9月28日、申立人は、刑務作業に従事していた際、その発言について、工場担当職員から注意を受けた。

その後、申立人は、同職員の前まで移動し（この移動にあたり同職員に向かって、右手拳を振り上げて走り寄ったというのが相手方の主張であるが、申立人はこれを否定しており、いずれとも事実認定をすることができなかった。もっとも、申立人自身、自分が同職員の前に移動し一歩手前からジャンプして止まったことは認めている）、申立人の動きに、同職員は驚いて身構えた。これに対し、申立人は「何をビビっているんですか」と発言した。同職員は、右手で申立人の背中を、左手で申立人の右腕をそれぞれつかみ、矯正護身術の浮き腰の要領で、申立人を床に倒し、そのまま左体側に乗って制止した。

申立人はこの制止行為（以下「本件制止行為」という）のために、右肘と右膝に打撲擦過傷を負った。

相手方は、上記の申立人の言動について、懲罰審査会を開催した。そして、職員の許可なく作業自席を離れたこと、職員に対して粗暴な言辞を発したこと、職員に対して暴行を加えようとしたことが、相手方における遵守事項に違反するとして、10月21日、申立人は閉居罰30日の懲罰を受けることになった。

(2) 申立人は、9月30日、本件制止行為について、特別司法警察員に口頭で告訴を行いたいとする願箋を提出した（以下、「9月30日の願箋」という。）。申立人は、具体的な事実を書面に記載することで、口裏合わせなどが行われるのではないかと考え、口頭での告訴を希望したものであった。

相手方は、9月30日の願箋について、具体的に何を求めるものであるのか不明であるとして、願箋を申立人に戻し、具体的に書き直すように指示した。

(3) 10月20日、申立人は本件制止行為について、日付、場所、行為者などを特定して、特別司法警察員に口頭で告訴を行いたいとする願箋を再度提出した（以下、「10月20日の願箋」という。）。申立人は、9月30日の願箋は、記載が抽象的であることから受理されなかったと考え、10月20日の願箋では日付や行為者などを具体的に記載した。

これに対して、相手方は、相手方の職員が対象となる告訴について、相手方の職員が捜査を行うことは、捜査の公平性及び中立性に支障を生じるおそれもあるとして、申立人に対し、他の捜査機関に告訴することもできる旨を説明し、10月20日の願箋を不受理とした。

なお、この点、相手方は、10月20日の願箋については、申立人に対し、他の捜査機関に告訴することもできる旨を説明したところ、申立人が納得し、出願を取り下げたと主張しており、これに対して、申立人は10月20日の願箋を取り下げたことを否定し、両者の言い分は異なっている。

しかしながら、申立人は刑務官による制止行為について、告訴を行いたいとする

強い希望を有しており、その意思が10月20日以降も続いていたことは、次の

(4)で述べるとおり、本件について11月4日に監査官に苦情申立てを行っていることから明らかである。したがって、相手方が申立人に対し、他の捜査機関に告訴することもできる旨を説明したことで、申立人が納得し、自ら10月20日の願箋を取り下げたとは認められない。

(4)11月4日、申立人は監査官へ苦情の申出を行った。その中に、本件制止行為について、特別司法警察員に告訴し、被害届を出したい旨の願箋を提出したが、断られたとするものも含まれていた。

監査官は、申立人の苦情を不採択としたが、その理由は不明である。

4 事件委員会による判断

(1)申立人は、本件制止行為について、違法な有形力の行使であり、これにより怪我をさせられたとして、当初から告訴を行うことを希望していた。

そして、申立人は、9月30日及び10月20日に、いずれも本件制止行為について、特別司法警察員へ口頭で告訴を行いたいとする願箋を提出している。

そのため、相手方においても、申立人が告訴を行いたいとする強い希望を有していることを当然に認識していた。

しかし、相手方は9月30日の願箋については、申出内容が具体的に何を求めるものであるのかが不明であるとの理由で、10月20日の願箋については、相手方の職員を対象とする告訴について、相手方が捜査を行うことは、捜査の公平性及び中立性に支障を生じるおそれがあるとの理由で、いずれも願箋を受理しなかった。

ちなみに、申立人は、口頭での告訴を希望していたので、この9月30日及び10月20日の願箋は、いずれも、告訴そのものではなく、告訴を行いたいという希望の申出と認められる。

(2)告訴については、犯罪捜査規範63条で「司法警察員たる警察官は、告訴、告発または自首をする者があったときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、

この節に定めるところにより、これを受理しなければならない」とされていることから、相手方が10月20日の願箋について、受理しなかったことは、告訴を希望している被収容者に対する対応として、適当であったか疑問を抱かざるをえない。というのも、仮に捜査の公平性や中立性に支障が生じるおそれがあると考えたとしてもそれは告訴の希望に対応しないことの理由にはならないからである。そして、もし、相手方が、そのような観点から、他の捜査機関で取り扱ったほうがより適切であると判断したのであれば、申立人が相手方以外の捜査機関に告訴を行うことができるように、その具体的な方法などを申立人に教示するべきであった。

この点に関して、申立人は9月30日の願箋に対する相手方の指導に従い、日付、場所、行為者などを特定して、10月20日の願箋を提出している。そのため、それに対して、相手方が申立人に、単に相手方以外の捜査機関に告訴することもできると伝えるのみならず、どこの捜査機関にどのように手続きすればよいかなどの具体的な方法を教示していれば、申立人は相手方以外の捜査機関に対する告訴を行ったと考えられる。

しかし、実際には、申立人は相手方以外の捜査機関に対する告訴を行っていないのであるから、少なくとも、相手方が申立人に対し、相手方以外の捜査機関に対する告訴の具体的な方法を説明するなど、申立人が相手方以外の捜査機関に対する告訴を行うことを可能とする対応をしたと認めることはできない。

(3) 刑事訴訟法230条は、犯罪により害を被った者は、告訴をすることができるとしている。そして、告訴によって、犯罪事実を申告し犯罪者の処罰を求めることができるのは、刑務所の被収容者であっても当然のことである。

本件で、申立人は、告訴の手続や具体的な方法について、十分な知識や情報を有していないと考えられる者であるし、被収容中に自分でその手続や方法について調べることは、非常に困難である。そのような申立人に対し、相手方以外の捜査機関に対する告訴を行うことができると告げるだけでは不十分であり、たとえば、検察庁や警察署の住所を知らせ、そこに直接告訴状を郵送する方法があることを教示す

るなど、具体的にその方法を説明するなどの対応をしなければ、告訴をする権利を実質的に保障したことにはならない。

以上のことから、10月20日の願箋に対する相手方の対応は、刑務所の被収容者であっても等しく保障されるべき、申立人の告訴を行う権利の保障を危うくするものである。

(4)他方、相手方の申立人に対する説明や対応は十分なものではなかったが、虚偽の説明が行われたり、欺罔的手段が用いられたりしたといった悪質性までは認められない。

以上のことから、相手方には、今後は被収容者に対して、告訴の手続を行うことを可能とするような、丁寧な説明と対応を行うよう要望をするのが適当である。

5 結論

よって、第1の結論で述べたとおり、相手方に対し要望するのが相当である。

以上